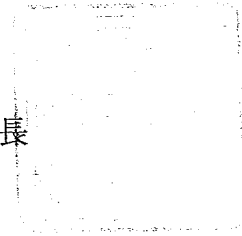


厚 第 2 7 3 号
令和 5 年 5 月 1 7 日

社会福祉法人 四恩会
理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長



令和 4 年度障害福祉サービス事業者等実地指導の結果について（通知）

下記施設等の指導を令和 4 年 1 2 月 8 日に実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。ついでには、現地で係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

なお、別紙事項のうち改善結果報告を要する事項については、改善したことを証する資料を添付のうえ、令和 5 年 7 月 1 8 日までに報告してください。

また、貴法人が運営する全ての事業所において確認を行い、必要に応じて改善を図ってください。

記

指定生活介護事業所
指定地域移行支援事業所
指定地域定着支援事業所

みらい塾
サポートアメニティあらいぶ
サポートアメニティあらいぶ

（事務担当）
厚生政策課指導監査グループ
担当：木下
TEL 076-225-1413
FAX 076-225-1409

法人名	社会福祉法人 四恩会
-----	------------

改善結果報告を要する事項

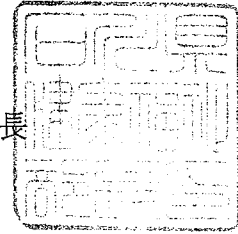
七尾市が虐待認定した件について、今後このようなことが生じないよう下記事項について速やかに改善すること。また、改善前の当該事業所の運営状況、具体的な改善方法や今後の再発防止策について分析し総括すること。

- 1 適切な支援体制の整備（平24条例第53号第3条、障害者虐待防止の手引き他）
全従業者が利用者の個々の特性を理解し、共通認識を持って適切に支援ができる仕組みを構築すること。
- 2 虐待防止のための取り組み（平24条例第53号第95条（準用第41条の2）、障害者虐待防止の手引き他）
 - (1) 事故やヒヤリハット事例、従業員の自己点検の結果等を虐待防止委員会で分析し、課題を確認すること。
 - (2) 虐待防止研修等により、日々の支援の中で虐待につながる可能性のある行為がないか振り返ること。
- 3 管理者の責務及び勤務体制の確保（平24条例第53号第95条（準用第68条）、障害者虐待防止の手引き他）
 - (1) 管理者は従業者及び業務を一元的に管理し、必要に応じて従業者に対する指揮命令、助言等を行うこと。
 - (2) 利用者や従業者、サービス管理責任者等との意思疎通し、業務実態を把握する仕組みを整備し、定期的に人員配置等の適切性を検証すること。

厚 第 7 0 7 号
令和4年7月12日

社会福祉法人 四恩会
理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長



令和4年度障害福祉サービス事業者等実地指導の結果について（通知）

下記施設等の指導を令和4年6月20日に実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。ついては、現地で係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

なお、別紙事項のうち改善結果報告を要する事項については、改善したことを証する資料を添付のうえ、令和4年9月12日までに報告してください。

また、貴法人が運営する全ての事業所において確認を行い、必要に応じて改善を図ってください。

記

指定生活介護事業所
指定地域移行支援事業所
指定地域定着支援事業所

みらい塾
サポートアメニティあらいぶ
サポートアメニティあらいぶ

（事務担当）
厚生政策課指導監査グループ
担当：木下
TEL 076-225-1413
FAX 076-225-1409

法人名	社会福祉法人 四恩会
-----	------------

改善結果報告を要する事項

(生活介護)

- 1 虐待防止のための取り組み（法第42条第3項、平24条例第53号第3条第3項）
宝達志水町が施設従事者による心理的虐待の認定を行った件について、今後同様のことがないように、以下の取り組みを徹底すること。
 - (1) 虐待者個人に起因する問題とせず、全職員に対して、虐待防止の指導や研修を継続し、今後の再発防止の徹底に努めること。
 - (2) 虐待防止の指導や研修の実施に当たっては、日々変化する利用者の状態に合わせて支援を行う必要があることを確認すること。
- 2 重要事項説明書（平24条例53号第95条（準用第10条第1項））
送迎に係る費用の記載を実態に合わせて修正すること。
- 3 個別支援計画（平24条例第53号第95条（準用第60条））
 - (1) 少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。
 - (2) 計画の変更に当たっては、計画の原案を作成し、サービスの提供に当たる担当者を招集して行う会議において意見を求め、記録を残すこと。
- 4 事故発生時の対応（平24条例第53号第95条（準用第41条第1項））
サービスの提供により事故が発生した場合は、必要に応じて県及び市町に報告をすること。

厚 第 1 6 7 3 号

令和 4 年 1 2 月 7 日

社会福祉法人 四恩会
理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長



令和 4 年度社会福祉法人等指導監査の結果について (通知)

貴法人及び下記施設の一般監査を実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。

については、現地において係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じられるようお願いいたします。

記

障害者支援施設 今浜苑

(事務担当)
厚生政策課指導監査グループ
TEL 076-225-1413
FAX 076-225-1409

別紙

社会福祉法人名	四恩会
---------	-----

改善結果報告を要しない事項

(法人本部)

- 1 評議員会の招集通知（社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条）
評議員会の招集通知は評議員会の1週間前までに発出すること。
- 2 理事会（社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条）
出席の低調な監事が見受けられるので、出席を促す等必要な措置を講ずること。
- 3 理事会の招集通知の省略（社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項）
理事会の招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行うこと。
- 4 サービス区分（社会福祉法人会計基準第10条第2項、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて3、運用上の留意事項について5）
経理規程と注記でサービス区分に相違があるため統一すること。また、必要に応じて経理規程を見直すこと。
- 5 契約書（経理規程第72条、第73条）
随意契約の相手方を決定した際には、経理規程に基づき契約書又は請書を作成すること。

(今浜苑)

- 6 介護休業（育児・介護休業法第11条）
介護休業を取得できる者について、育児・介護休業法改正に合わせて育児・介護休業等に関する規則の改正を行うこと。

- 7 非常災害対策（消防法施行規則第3条第10項、消防法施行令第3条の2第2項）
出火を想定した避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施すること。

厚第1633号
令和4年12月1日

社会福祉法人四恩会
理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長



令和4年度障害福祉サービス事業者等実地指導の結果について（通知）

下記施設等の指導を令和4年11月11日に実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。ついては、現地で係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

なお、別紙事項のうち改善結果報告を要する事項については、改善したことを証する資料を添付のうえ、令和5年2月1日までに報告してください。

また、貴法人が運営する全ての事業所において確認を行い、必要に応じて改善を図ってください。

記

指定障害者支援施設	今浜苑
指定短期入所事業所	今浜苑
指定生活介護事業所	今浜苑
指定就労継続支援B型事業所	今浜苑

（事務担当）
厚生政策課指導監査グループ
担当：木下
TEL 076-225-1413
FAX 076-225-1409

別紙

法人名	社会福祉法人四恩会
-----	-----------

改善結果報告を要する事項

(全事業共通)

- 1 重要事項説明書（平24条例54号第9条第1項、平19障発第0126001号第3の3(1)他）
 - (1) 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)について記載すること。
 - (2) 職員の配置状況の記載について実態に合わせて修正すること。(就労B型)

- 2 身体拘束等の禁止（平24条例第54号第51条、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き他）
身体拘束を行う場合には、適宜利用者本人や、家族に十分に説明を行い、同意を得たことの記録を明確に残すこと。

(就労B型)

- 3 送迎加算(I)（平18障発第1031001号第2の3(5)⑰(準用第2の2(6)⑮)）
1回の送迎につき、平均10人以上の利用がないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が見受けられた為、類例の有無を確認の上、過誤調整を行うこと。

改善結果報告を要しない事項

(全事業共通)

- 非常災害対策（平24条例第54号第47条第3項他）
非常災害に備えるために、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。